

平成 2 4 年度

- 第 1 9 回 ( 定例 ・ 臨時 ) -

## 教育委員会会議録

開 会	平成 2 5 年 3 月 2 6 日	午前 午後	2 時 3 0 分			
閉 会	平成 2 5 年 3 月 2 6 日	午前 午後	4 時 1 0 分			
会 議 場 所	教育委員室					
委員出欠	松村佳子	出	花山院弘匡	出	佐藤 進	出
	森本哲次	出	藤井宣夫	出	富岡将人	出
議事録署名	教 育 委 員 長					
委 員	教育委員長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議案及び議事内容	結果
<p>次 第</p> <p>議決事項 1 教育委員会規則の改正について</p> <p>議決事項 2 奈良市立看護専門学校の設置認可について</p> <p>報告事項 1 奈良県立青翔中学校開校準備委員会の設置について</p> <p>報告事項 2 平成24年度公立学校の設置・廃止等について</p>	<p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p>
<p>松村委員長「ただ今から、平成24年度第19回定例教育委員会を開催いたします。本日は委員全員が出席で、定足数を充たし委員会は成立しておりますので、これより委員会を開催いたします。」</p>	
<p>議決事項 1 教育委員会規則の改正について</p>	
<p>松村委員長「議決事項1について説明願います。」</p> <p>教育長「平成25年4月の教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直し、県立中学校の新設、特別支援学校の学科の廃止に伴い、教育委員会規則の改正が必要となりました。その概要につきまして、それぞれの所管である松田教育次長、吉田教育次長よりご説明いたします。」</p> <p>松田教育次長「まず、 の教育委員会事務局等の組織及び事務分掌の見直しに伴う改正です。『奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則』についてです。改正理由は、教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直しをするため、三つの規則を一括改正しようとするものです。</p> <p>まず、1の教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直しです。これは、過日の委員会でもご説明いたしましたが、(1)は、学校支援課に耐震化を促進するため耐震整備係を新設するものです。次に学校教育課では、幼児教育係を義務教育係に統合するための改正、人権・地域教育課では、教育研究所社会教育部の業務を移管して、地域連携係を新設する改正です。保健体育課では、平成27年度のインターハイ開催に向けまして、高校総体開催準備係を設置するものです。(2)は、それによりまして、人権・地域教育課、保健体育課の事務分掌を改正するものです。</p> <p>2の県立教育研究所の組織及び分掌事務の見直しです。(1)は先ほど申しました業務移管により社会教育部を廃止するものです。(3)は小学校教育アドバイザーチームと中学校教育アドバイザーチームを統合しまして、小中学校教育アドバイザーチームを設置するものです。</p> <p>3の県立橿原考古学研究所の組織の見直しです。これは、橿原考古学研究所企画課の所管を博物館担当の副所長から管理担当の副所長に所管を移行するものの改正です。以上3点の改正につきまして施行期日は、平成25年4月1日からとなっています。</p> <p>次に、 の県立青翔中学校の新設等に伴う改正です。これは、奈良県立中学校の新設等に伴うものであり、『奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例』が、2月定例県議会において原案どおり可決されています。具体的な内容につきましては、吉田教育次長からご説明いただきます。」</p> <p>吉田教育次長「それでは、今回ご審議いただく「奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。</p> <p>まず、1点目は、奈良県立中学校の新設に伴う改正です。これまで、この管理運営規則が対象としておりましたのは、県立高等学校と県立特別支援学校だけでした。県立中学校の新設にあたり、第1条に『中学校』を追加いたします。また、第5条の修業年限に『中学校の修業年限は、</p>	

## 議案及び議事内容

三年とする。』を加えます。また特別支援学校の修業年限も追加しています。

次に、青翔中学校と青翔高等学校において併設型の中高一貫教育を行うため、別表第5として『併設型中学校名』として『奈良県立青翔中学校』、『併設型高等学校名』として『奈良県立青翔高等学校』を追加します。併せて、十津川村立の4中学校が統合されたことにより連携型中学校が十津川中学校の1校になりましたので、別表第4も改正します。

次に、第23条の懲戒についてです。基本的には、学齢児童及び学齢生徒に対して退学及び停学は行うことができませんが、学教法施行規則に則り、併設型中学校については退学が可能となりますので、第23条の改正を行う必要があります。第23条第3項に『退学は、特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。』として、併設型中学校において退学できることとなります。また第23条第4項に『停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。』としますので、併設型中学校の生徒に停学は出来ないこととなります。

次に、第27条の二の入学者選抜等及び入学の許可についてですが、県立中学校の入学者の決定にあたり入学者選抜を行います。学力検査は実施できませんが、適性検査や面接で行うこととしています。また、併設型中学校から併設型高等学校に進学する場合は入学者選抜は行いません。このため、第27条の二第2項は『中学校の入学者選抜に係る検査及び高等学校の入学者選抜に係る学力検査は、委員会が行う。』とし、第3項は『第1項の規定にかかわらず、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者の選抜を行わないものとする。』としています。その他、今回の改正を行うため、所要の規定を整備いたします。以上が県立中学校設置に伴う改正です。

続きまして2点目の改正は、特別支援学校の学科の廃止等によるもので、平成22年5月に『奈良県の特別支援教育検討委員会』設置し、その審議のまとめにおいて、肢体不自由児を対象とする特別支援学校の奈良養護学校、明日香養護学校と病弱児を対象とする特別支援学校の奈良東養護学校の病弱部門に在籍する児童生徒の実態が非常に類似していることから、双方が有する専門性の共有化を図り、更なる専門性の向上を図るため肢体不自由教育と病弱教育の併置が望ましいと提言されています。奈良東養護学校の2種類の病弱教育があり、西ノ京の奈良医療センター等に入院する重度の心身障害を持つ児童生徒に対する訪問教育による病弱教育と高等部に単独で通学してくる生徒の病弱教育があります。高等部に単独で通学してくる生徒の半数は心身症等の生徒です。奈良医療センターに入院する生徒は重度な生徒で長期入院をしています。平成24年度には、奈良東養護学校で行われている重症心身障害児を対象とする施設訪問教育はすでに奈良養護学校に移転いたしました。これらのことを踏まえ、今回、奈良東養護学校病弱部門に通学している高等部を、平成26年度から年次進行で明日香養護学校に移転したいというものです。従いまして、別表第二の明日香養護学校の『部名』に『高等部』、『学科名』に『普通』、『対象障害種別』に『肢体不自由』のほか、『病弱』が記載されます。これは平成26年度より年次進行していき、奈良東養護学校の病弱部門は廃止することとなります。従いまして、奈良養護学校、明日香養護学校ともに肢病併置校となります。最後に、この規則は公布日施行として、病弱については平成26年4月1日付けで明日香養護学校に病弱部門を置くことを施行したいと考えています。」

松村委員長「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」

松村委員長「よろしいでしょうか。ご意見がないようですので提案いただいた件について、原案どおり議決してよろしいか。」

各委員一致で可決

松村委員長「議決事項1については可決いたします。」

議決事項2 奈良市立看護専門学校の設置認可について

## 議案及び議事内容

松村委員長「議決事項2について説明願います。」

教育長「平成25年4月開設予定の奈良市立看護専門学校の設置について、奈良市から設置の認可申請が提出されました。内容につきましては、学校教育課長よりご説明いたします。」

学校教育課長「看護専門学校の設置認可について、学校教育法第130条に『市町村の設置する専修学校にあっては都道府県の教育委員会の認可を受けなければならない。』とあり、従って、奈良市から申請書が提出されましたので、本会で審議いただき、認可に関する議決をいただきたいと思えます。

申請内容について説明いたします。学校名は、奈良市立看護専門学校です。設置される場所は奈良市紀寺町371番地2です。校舎はすでに完成しています。設置者は、奈良市です。学校教育法第127条に『設置者は国及び地方公共団体』とあり、設置者は地方公共団体にあたりますので適合しています。設置目的は、『看護師として必要な知識及び技術を教授し、看護専門職として社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。』としています。開設の時期は、平成25年4月1日です。設置される課程は、医療専門課程、学科は看護学科、修業年限は3年です。当校は、専門課程ですので、高等学校、中等教育学校を卒業した者とそれらに準ずる者に入学資格があります。年間の授業時数は、1,010時間となっていますが、これは、3年間の平均です。法令では、1年間で800時間以上が必要となっておりますが、当校の教育課程表では、全学年のいずれも800時間を超えています。1学年の定員は、40人です。法令では、『教育を受ける者が常時40人以上であること。』となっております。教員数は、専任が8人です。法令に基づいて算出すると4名以上の専任が必要となります。経費等については、『授業料、入学料及びその他を収入とし、これらを支出に充当する。なお、支出にあたって不足が生じた場合は、受託者が負担する。』となっております。ここでいう受託者は、奈良市立病院の指定管理者でもある『公益社団法人地域医療振興協会』となります。専用校舎面積は、2631.84㎡です。法令に基づいて算出すると500㎡以上が必要となりますので、十分な広さがあることとなります。当校は看護の専門学校ですので、厚生労働省から看護師養成所としての指定認可を受ける必要がありますが、これについては、3月14日付けで厚生労働省から指定許可を受けていることを申し添えます。以上の事柄を、学校教育法及び専修学校設置基準に照らしたところ、いずれも審査基準を満たしており適切であると考えられます。」

松村委員長「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」

花山院委員「法的基準に従って申請されているので問題ないと思いますが、なぜ奈良市は今、看護専門学校の設置する必要性があって、設置しようとしているのか。おそらくは奈良市立病院との関係とは思いますが、そして、県下に県立病院がいくつかありますが、それらの病院との関係や指導する教員についてなど、奈良市に設置される意義について教えてください。」

学校教育課長「奈良市から提出の申請書の趣意書に、少子高齢化の進展、医療技術の進歩で看護医療を取り巻く環境は非常に大きく変化しているとともに全国的に医師・看護師が不足していることが顕著になっており、医師、看護師の育成、確保が課題として奈良市においても例外ではなく、奈良市の試算では毎年120名程度の看護師が不足している状況にあるとしています。これまで奈良市内に3校の看護専門学校がりましたが、現在は県立1校を残すのみである状況で、今後市立病院の建て替えに伴う病床数の増加、県立奈良病院の建て替えなど看護師の不足が予測されるということで看護師の養成が喫緊である状況に基づいてこの専門学校の設立の認可を頂きたいという内容です。この専門学校で指導を予定する教員ですが、県立奈良病院の看護専門学校の教員とは別に専任教員8名を採用する準備を進めていると聞いています。」

松村委員長「奈良市内の看護専門学校は現在1校のみですか。」

学校教育課長「県立奈良病院附属看護専門学校の1校のみとなっています。」

## 議案及び議事内容

森本委員「入学資格は高等学校卒業であれば、年齢は関係ないということですか。」

学校教育課長「高等学校卒業以上であって、試験に合格すれば年齢に制限ありません。」

森本委員「奈良市で看護師が不足しているので設置するとのことですが、卒業後は奈良市内の病院で勤務しなければならない等の制約あるのですか。」

学校教育課長「詳しい制度設計は確認していませんが、奈良市で設立の専門学校ですので、奈良市内の看護師が不足する病院に就職いただきたいという意向はあると思いますが、必ずしも奈良市の病院に就職しなければならないという話は聞いておりません。」

松村委員長「看護学校によっては卒業後3年間は勤務するという制約があるところもあるようですが、そのようなところは授業料を免除するという規定等もあるようです。この専門学校では授業料を徴収しますのでそのような制約はないと思います。」

森本委員「気になるところは、看護師が不足しているのに、他府県から修学し他府県の病院で就職してしまわないのかということですか。」

松田教育次長「この学校には年間50万円の奨学金が実施される予定で、それを借りた場合は3年間奈良市立奈良病院に勤務すれば免除になると聞いています。」

森本委員「奨学金を受けなければ制約はないということですね。」

花山院委員「県立病院にも看護専門学校がありますが、そこで就学する看護師の数では奈良県下の看護師の数が不足しているということですね。」

学校教育課長「奈良県下全体の看護師の不足数は把握しておりません。」

教育長「一般的に看護師の定着率は良くない状況です。公立病院では良くなってきていますが、新陳代謝が激しく不足しがちです。20年から30年くらい前から充足しているという話はありません。」

松村委員長「結婚や出産を機に退職される方が多いのでしょうか。」

教育長「そのようです。県立病院の場合、附属看護専門学校卒業後まずその病院へ就職される方が多いです。その病院で研修もあるのでそのまま就職するようです。体力的に続かない方、結婚や出産を機に退職されていきます。退職された方は民間の病院で就職されるようです。附属看護専門学校をもつ病院は新規で看護師の就職がありますが、持たない病院では新規で看護師が入る環境にないので設置したいという意向のようです。」

松村委員長「よろしいでしょうか。提案いただいた件について、原案どおり議決し認可としてよろしいか。」

各委員一致で可決

松村委員長「議決事項1については可決いたします。」

報告事項1 奈良県立青翔中学校開校準備委員会の設置について

松村委員長「報告事項1について報告願います。」

## 議案及び議事内容

教育長「奈良県立青翔中学校の開校を円滑に推進するため、奈良県立青翔中学校開校準備委員会を設置することといたしました。設置要綱及び委員につきまして、吉田教育次長よりご報告いたします。」

吉田教育次長「3月25日に県議会において、奈良県立青翔中学校を設置し平成26年4月に開校することが議決されました。これを受け、開校に向けた具体的な準備が円滑に行われるよう、『奈良県立青翔中学校開校準備委員会』を設置します。設置要綱の第2条にありますように、校章、校歌等の開校準備に関する事、教育課程の編成及び校則等の作成に関する事、通学路に関する事、入学者選抜の検査内容及び選抜事務に関する事、を主な所掌事項とし、必要に応じて、例えば適性検査の問題作成部会といった下部組織としての専門部会も置きながら推進してまいります。委員としては私が陣頭に立って委員長に就任し、県立中学校を是非とも成功させる所存です。ほか学校教育課長、課長補佐、入試担当の学事係長、義務教育担当係長、青翔高等学校からは校長、教務部長、生徒指導部長、中学校を担当する教員2名で構成しています。」

松村委員長「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」

松村委員長「所掌事項の第2条第1項に校章、校歌とありますが、高等学校とは別に校章、校歌を作成するのでしょうか。」

吉田教育次長「現在の青翔高等学校の校章には、高校の『高』の字が使用されています。その字を外して『中』として校章にするのか、別の校章にするのか。また、校歌の中にも高等学校と入っていますのでそれをどのようにするのか、これからの検討になります。ただ、大きく変えて作り直すようなことはしないでおきたいと考えています。」

松村委員長「平成26年4月1日から中学校を開校するわけですが、それまでは高等学校は4クラスのままということですか。」

吉田教育次長「平成25年度まで高等学校で4クラスを募集し、平成26年度から高等学校は3クラスの募集となります。」

松村委員長「他によろしいでしょうか。報告いただいた内容について承認してよろしいか。」

各委員一致で承認

松村委員長「報告事項1については承認いたします。」

### 報告事項2 平成24年度公立学校の設置・廃止等について

松村委員長「報告事項1について報告願います。」

教育長「平成24年度には、公立学校の設置・廃止や名称及び位置変更、休園、休校など19件の届出がありました。詳細につきまして、学校教育課長よりご報告いたします。」

学校教育課長「公立学校の設置・廃止等について、報告いたします。本日、報告としておりますのは、届出がされたもので、幼稚園では、廃止が1件、名称変更が2件、休園が4件、小学校では、廃止が1件、休校が5件、位置変更が2件、中学校では、位置変更が1件となり、中学校の二部授業実施の3件を含め、全部で19件となります。

幼稚園で廃止されるのは、大淀町立大淀幼稚園です。このことにより、平成25年度に園児が在籍する公立幼稚園は、本年度より1園減り、153園となります。また、大淀町立大淀幼稚園の廃止に伴い、大淀町立西部幼稚園が大淀町立大淀西部幼稚園、大淀町立東部幼稚園が大淀町立大淀

## 議案及び議事内容

東部幼稚園に名称変更され、旧大淀町立大淀幼稚園の園児は居住地によってこれらのいずれかの幼稚園に通園します。

小学校で廃止されるのは、宇陀市立野依小学校で、継続して休校となるのが5校となります。このことにより、平成25年度に児童が在籍する公立小学校は、昨年度より1校減り、205校となります。位置変更の2件は、十津川村立平谷小学校及び十津川村立西川第一小学校で、それぞれ旧折立中学校及び旧西川中学校を補強改修し使用することに伴うものであります。

中学校については、野迫川村立野迫川中学校が野迫川小学校の施設を共用することとなり、位置を変更する旨の届出がありました。平成25年度に生徒が在籍する公立中学校は、昨年度と同様に、105校となります。また、中学校の二部授業については、昨年度と同じく3中学校で実施されます。

松村委員長「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」

松村委員長「休校になっている学校については、児童、生徒がいればまた再開することになるのですか。」

学校教育課長「そのようになります。」

藤井委員「休校になった園舎、校舎はどのように維持管理されているのでしょうか。空き家のままでしょうか。何か活用されたりしているのでしょうか。」

教育長「空き家のままが多いと思います。不審者が入らないよう夜間警備を実施している所はあるようですが、鍵をかけているだけの場合もあると思います。」

森本委員「休園、休校となった場合、それまで通っていた生徒はどのようになるのでしょうか。」

教育長「おそらく市町村の就学指導で決められた学校へ通ってくださいということになります。人数が少なくなると、集団での運動等が出来なくなってしまいます。」

吉田教育次長「統合して一方を休校する形になる場合が多いです。」

教育長「住民感情として廃校とできない場合も多いようです。」

松村委員長「小学校の場合自力通学となりますが、統合により通学が遠くなった場合はどう対応していますか。」

吉田教育次長「スクールバスでの対応となります。」

松村委員長「他によろしいでしょうか。報告いただいた内容について承認してよろしいか。」

各委員一致で承認

松村委員長「報告事項1については承認いたします。」

### その他報告事項

委員長「この他に報告・連絡事項等をお願いします。」

教育長「その他報告事項が8件ございます。松田教育次長から1件、学校支援課長から1件、学校教育課長から1件、人権・地域教育課長から3件、教育研究所副所長から2件、を続けて報

## 議案及び議事内容

告いたします。」

### 1 第9回及び第10回協議会（勉強会）の概要について

松田教育次長「まず、第9回の協議会（勉強会）ですが、事務局から、平成24年度地域教育力推進モデル校の進捗状況について説明がありました。委員から、本県の教育課題である規範意識の向上について質問があり、これに対して教育長が、学校を中心にコミュニティを再構成していくことは、大きなチャレンジととらえている。トラビス・ハーシの『ソーシャル・ボンド理論』を例に挙げ、学校と保護者、地域住民が協働して取組を進めることで、社会的な絆や帰属意識が高まり、その結果として、規範意識・社会性が向上することが期待できる。また、平成25年度中には、県内全公立小中学校の85%以上が実施する予定である。と回答しました。委員から、『県が地域と共にある学校づくりを目指して取組を進めていることは評価ができる。』との意見が出されました。」

「続きまして、第10回の協議会（勉強会）ですが、事務局から、平成25年度の新規事業である学校・地域パートナーシップ事業の概要についての説明がありました。委員から、旧事業と新規事業の相違点について質問がありました。これに対して、事務局が、学校の校務分掌に『コミュニティ部』を組織し、学校と地域住民が熟議を重ねる『学校コミュニティ協議会』を設置することに違いがあると説明がありました。委員から、取組の実施件数に関する質問があり、事務局が『今年度の実施は27市町村141か所であったが、次年度は38市町村を対象として191か所の予定で、大幅に増えている。』と回答しました。委員からは、『地域の方々が子どもと関わる中でいきいき活動している話を聞いた。』などの意見が出されました。」

### 2 奈良県高等学校等奨学金の返還猶予制度の改正について

学校支援課長「経済的な理由で奨学金の返還が困難となった場合、これまで『原則3年』としていた返還猶予期間を『当該事由が継続する間』として期限の定めをなくそうとするものです。もともと、国の平成24年の税制改正において、いわゆる特定扶養控除、これは満16歳以上から満23歳未満の被扶養者に適用されていた45万円の控除が、一般の扶養控除の33万円に減額されたことに伴い、負担増となる家計への支援として国が実施している大学生を対象とした奨学金貸与において設けられた制度です。

国においては、各都道府県に対して高等学校等の奨学金についても同制度の導入を求めており、県においても修学支援の立場から、同制度の導入を検討したものです。

猶予制度の概要ですが、貸与者の範囲は国では平成24年度以降の貸与生からとしています。本県では、公平性の観点から平成23年度以前の貸与生も含む全貸与生としています。また、猶予基準所得については、本県では奨学金制度維持のため『返還時の世帯収入が生活保護基準相当額以下の者、1人世帯で約100万円以下』としています。制度導入による影響額及び他府県の状況は、資料のとおりです。

制度の導入を受けた、改正後の貸与事務取扱要領ですが、第6の『返還債務の履行の猶予』の第1項で、『別記の1に掲げる事由に該当する場合は、返還債務の履行を猶予することができる。』と規定しています。この別記ですが、1が返還の猶予の場合でございます。（1）の大学等の在学等、8項目の事由について返還を猶予し、従前は、（1）のみが状態が継続する期間中で、それ以外は原則3年以内の期間猶予してきましたが、先ほどご説明しました制度の導入により、（4）の生活保護受給者等についても、当該事由が継続する間に改めるものでございます。なお、当該改正については、『返還債務の履行の猶予』の条項で整理しています。なおこの要領の施行につきましては平成25年3月18日で、対象者としては平成24年4月以降の未返還者から対応することになります。」

### 3 リーフレット「奈良県の『交流及び共同学習』」について

学校教育課長「本県では、障害のあるなしに関わらず、地域で共に育ち、共に学ぶインクルーシブな社会を目指して『地域で支える交流及び共同学習』を進めています。このたび、交流及び共同学習を推進する上での参考資料として各学校、園で活用いただくためリーフレットを作成いたしました。園・学校の取組の実際や子どもたち、保護者等関係者の感想を掲載し、作成しました。約4,000部のリーフレットを県下の園・学校や関係機関に配布する予定です。



## 議案及び議事内容

表紙には理念を示しました。写真は、平成24年8月に開催した特別支援学校アート展に出展されたものです。中面は、左下から右回りで、幼児、小学校、中学校、高等学校、さらに地域との交流について示しています。小・中学校では、学校の中にある特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習により、子ども同士の理解が深まることを示しました。その他、特別支援学校と小・中学校、あるいは高等学校との行事や教科学習での取組があります。さらに子どもたちが、学校卒業後暮らしていく地域との交流や実習等での学びも欠かせないという視点から、特別支援学校高等部の職場実習等についても掲載しています。裏面には、よりよい交流及び共同学習を進めるための手立てやその意義を再確認していただくために、障害者基本法や学習指導要領等で示されている目的やねらいを示しました。」

### 4 第3回奈良県地域教育力サミットの実施について

人権・地域教育課長「平成25年2月18日に春日野荘におきまして、第3回奈良県地域教育力サミットを開催しました。はじめに第1部会から第4部会までの各部会長から、討議された内容の報告があり、その後、各委員からご意見をいただきました。その概要は資料の左側に、知事の発言要旨、右側に各委員の発言要旨をまとめてあります。最後に教育全般及びサミットの今後についてまとめております。今後の方向性を各委員で共有され、閉会いたしました。」

### 5 平成24年度第2回奈良県社会教育委員会議の概要について

人権・地域教育課長「平成25年2月27日に社会教育法に基づき、平成24年度第2回奈良県社会教育委員会議を開催いたしました。主な内容といたしましては、平成25年度奈良県社会教育関係事業の概要及び平成25年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について、説明を行い、ご意見をいただきました。

ご意見の中には、取組の内容を評価する意見のほか、『公民館の持つネットワークや活動グループを活かして、学校・地域パートナーシップ事業に関わっていききたい。』という意見がありました。また、人権のまちづくりの視点では、『コミュニティサイズは、小学校区単位が一番望ましく、奈良モデルの取組は人権に関して、地域、まちづくりを含めて考えていける取組である。』とのご意見をいただきました。」

### 6 平成24年度地域教育力推進セミナー&ガイダンスの報告について

人権・地域教育課長「平成25年2月25日県立教育研究所において、平成24年度地域教育力推進セミナー&ガイダンスを開催しました。主な内容といたしまして、地域教育力推進モデル校3校による成果発表を行い、学校コミュニティ協議会の代表としてPTA会長と教員から、具体的な取組やそのメリットの発表をしていただきました。また、セミナーとして、文部科学省社会教育アドバイザーであります、青森中央学院大学の高橋教授にご講演いただき、『地域と共にある学校づくり』は、教育の後退できない大きな流れであること、奈良モデルのように『コミュニティ部』を設ける等、地域との窓口を校内外に示すことが大切であることなど、多くのご示唆をいただきました。参加者からは、『学校コミュニティについて具体的な事例が聞け、今後、学校コミュニティを推進していく上で参考になった』『教職員の意識改革が重要であり、来年度、一步を踏み出したい』などの声をいただき、終了いたしました。」

### 7 幼児期から小学校への接続調査・研究事業報告書について

教育研究所副所長「今年度、教育研究所で取り組みました『幼児期から小学校への接続調査・研究事業』について、事業報告を概要説明いたします。昨年度、平成23年度に県内全ての小学校、幼稚園、保育所を対象として、『幼児期から小学校への接続期実態調査』を実施しましたところ、小学校入学までに子どもに身に付けさせたい力について、幼稚園・保育所と小学校との間で認識に違いがあること、また、県内の小学校の12.3%にあたる25校で、新1年生の学校生活への不適応、いわゆる『小1プロブレム』が起きていることがわかってきました。

この調査結果を踏まえまして、今年度の調査・研究事業では、『小1プロブレム』の解消と予防を目指す『接続プログラム』を提案し、3地域、四つのグループ全部で10の幼稚園・保育所・小学校で先導的に『接続プログラム』に取り組んでいただきました。

この『接続プログラム』の内容は、子ども同士、教員等同士の交流を活性化し、教員等が互い

## 議案及び議事内容

の環境や教育について知ること、小学校入学直後の子どもの『困り感』、これを幼稚園・保育所と小学校との間の『段差』と呼んでおりますが、これを検証し、幼稚園・保育所の生活から小学校生活になめらかに移行させること、幼稚園・保育所での小学校入学に向けた就学前カリキュラム、これはアプローチカリキュラムと呼ばれていますが、これを作成すること、また小学校では学校生活がスムーズに始められるための就学開始カリキュラム、これはスタートカリキュラムと呼んでいますが、これを作成することというものです。

四つのグループの校・園・所で実施いただいた具体的な取組内容は、次の4点です。1点目の交流活動として、子ども同士の交流を5～7回、教員等同士の交流を3～5回程度実施してもらいました。交流活動の具体例は、記載のとおりでございます。2点目に各グループごとに、校・園・所間での連絡会を実施し、交流活動の振り返りと意見交流を行ないました。3点目として四つのグループ全ての校・園・所が集まる連絡協議会を実施し、各グループ内の連絡会で出た意見を持ち寄り、情報の共有を図りました。4点目は幼稚園・保育所で就学前カリキュラム、小学校で就学開始カリキュラムを作成するというものです。

この調査・研究の結果ですが、まず、先導的に取り組んでいただいた校・園・所における大きな成果として、教員等の意識の変化が挙げられます。具体的には、子ども同士、教員等での交流を進めることで、幼・保・小の教員等と一緒に年間を通して5歳児に接することで、就学前の子どもについての共通理解が進みました。また、教員等が小学校、幼稚園、保育所の環境の違いや生活リズムの違いに気付くことができ、小学校入学直後の子どもが感じる『困り感』を小学校の教員が理解できました。さらに、小1プロブレムに現れる子どもの行動は、小学校、幼稚園、保育所の環境の違いや生活リズムの違いに起因することが多く、そのことに小学校教員が気付いていないことがわかりました。

また、もう一つの成果として、学校体制の変化が挙げられます。具体的には、2点が挙げられます。1点目は、子ども同士の交流を計画的に実施することで、特定の学年、例えば、1年生だけが幼稚園・保育所の子どもと交流しましても、小学校全体の取組として位置付けることができたこと、2点目は、これまで県内ではほとんど進んでいなかった、小学校での就学開始カリキュラムの例を取組校で作成できたことが挙げられます。

就学開始カリキュラムの内容としましては、4点特徴が挙げられます。小学校1年生、2年生の生活科の教科を核として、国語科、音楽科、図画工作科などの内容を総合的に扱うテーマ学習の実施、生活科での具体的な体験を、国語や図画工作などの表現活動の動機付けや題材にするなど、生活科の学習を他教科で生かすこと、これらは幼稚園の学びが総合的に行われているので、そのようなものを小学校に当初入れていってはどうかということです。それから、「小学校の授業は45分ですが、授業時間にとらわれず、子どもの集中力が持続する、20分や15分程度の短い時間で時間割を構成する。」などとなっています。

今後に向けましては、小1プロブレムを解消又は予防するためには、この調査・研究の結果から子ども同士の交流と教員等同士の交流を中心とした、幼稚園・保育所・小学校の連携を強化することが必要です。そこで、交流活動の実践例や、交流活動を進める上での工夫、就学開始カリキュラムを作成するための足がかりとなる内容を盛り込みました本報告書を県内の幼稚園、保育所、小学校に配布し、小1プロブレムの課題をもつ学校で活用いただくとともに、教育研究所の研修講座等においてもその内容の周知を図っていきたいと考えています。」

### 8 平成25年度奈良県立教育研究所“教育セミナー2013”の開催及び案内リーフレットの配布について

教育研究所副所長「県立教育研究所では、平成25年6月3日に“教育セミナー2013”を開催いたします。教育セミナーの内容についての御紹介を交え、御案内申し上げます。今回のセミナーは、『いじめ、体罰、授業改善について考える！～子どもを守り、育てる学校教育の創造～』というテーマで実施いたします。日程でございますが、まず、全体会におきまして生徒指導支援室、教職員課の協力を得まして、これまでに行っていたいじめや体罰に関わる調査結果等をもとに、いじめや体罰についての奈良県の現状や取組とその成果等を報告いたします。

次に全体会に続いて行います研究発表におきましては、プロジェクト研究、分野別の研究、教育研究所が実施いたしました調査研究など、平成24年度の研究成果を発表いたします。全部で25の研究発表を予定しています。研究発表の内容につきましては、授業改善の方途や、規範意識を

## 議 案 及 び 議 事 内 容

高める道徳教育の展開、教育相談の進め方、子どもの体力・運動能力を高める取組、などについて、幼稚園、小学校、中学校、県立学校の教職員を中心に、教育に関心のある方々と共に考える機会にしたいと考えています。」

松村委員長「報告のありました8件のその他報告事項について、ご意見、ご質問はございますか。」

花山院委員「平成25年度奈良県立教育研究所“教育セミナー2013”の対象に教育に関心のある方とありますが、これはどこまでの範疇ですか。」

教育研究所副所長「保護者の方も含めた、県民に開かれた形としています。」

藤井委員「奈良県高等学校等奨学金の返還猶予制度の改正についてですが、これは高等学校授業料無償化以前からのものも対象ですか。」

学校支援課長「高等学校奨学金は高等学校授業料無償化以前からあるものです。国が扶養控除の関係で税金を引き上げたことから、このような猶予制度が出てきたものです。それに対して地方にも同様の対応を求めてきたものです。授業料無償化とは別の範疇になります。」

佐藤委員「教育研究所の“教育セミナー2013”についてですが、セミナーの項目がたくさんあり、参加される方は選ぶのが大変ではないでしょうか。重複する時間帯で両方を聞きたいという場合があるのではないのでしょうか。」

教育研究所副所長「研究発表等は同じ時間帯で同時に進行することになります。いわゆるポスター発表的なものもありますので、いくつかの発表を渡り歩いて見ていただくことも可能です。そのあたりは工夫していきたいと考えています。」

佐藤委員「受講された方があるテーマに興味をもった場合、そのテーマについて後日教育研究所へ聞きに来ることも可能ですか。」

教育研究所副所長「研究所員の発表につきましては、後日来所いただければご相談していただくことも可能です。また、資料の提供も可能です。発表の中には指定研究員の発表もあります。その場合は学校教員ですので難しい場合もあります。ただ、研究所員もそれらの発表に関わっていますので対応することは可能です。」

松村委員長「研究発表に14時30分から15時10分と長い時間とっていますが、1つの発表にそれだけの時間を取るということですか。それともその間に15分から20分程度の発表がいくつかあるのですか。」

教育研究所副所長「1つの発表時間となっています。ただ去年の場合、ポスター発表は同様の内容をこの時間の間に2回する場合もありました。その場合、前半と後半別の発表を見ることができます。」

松村委員長「口頭発表の場合は40分となるのですか。」

教育研究所副所長「通常の発表は40分で実施します。申込みの際にどの発表に参加を希望するか確認しています。場合によっては会場の都合で入れない場合ありますので、その場合発表する教室を調整しています。」

松村委員長「学会の発表とは若干違うのですね。」

## 議案及び議事内容

花山院委員「このセミナーは、基本的に学校教員向けなのですが、現実に教員以外の方の参加はどれくらいありますか。体罰等関心の高いテーマもありますが、昨年ではどの程度でしょうか。」

教育研究所副所長「昨年度のセミナーでは 370名の参加があり、その中で一般の方は 6 名でした。教員が一番多く、ほかに教育委員会の方もおられました。」

森本委員「幼児期から小学校への接続調査・研究事業報告書についてですが、調査・研究に協力いただいた校・園・所は五條市、香芝市、田原本町の校・園・所で北部は入っていませんがそのあたり理由はありますか。」

教育研究所副所長「調査・研究の対象は五條市、香芝市、田原本町の 3 つの市町となっています。特に地域を考慮していたわけではありません。先導的取組を実施いただける箇所の募集をしまして、対応いただけたのがこの 3 つの市町となっています。また、調査・研究いただいた学校の中には前年に小 1 プロブレムが起こっていた学校もありました。」

森本委員「報告書を見せていただき、幼児と団体生活をするについての記載の内容もありましたが、そのあたりは私自身も問題と考えていましたので、各それぞれの学校等に展開できるようにしていくことが必要と思います。」

教育研究所副所長「この報告書は、県内の幼稚園、保育所、小学校に配布したいと考えています。また、来年度、幼稚園、保育所、小学校の連携というテーマで新たに研修講座の計画を立てましたので、対応に困っている学校に参加いただけましたら、この内容を詳しく説明して実践につなげていただけたらと思います。」

佐藤委員「奈良県地域教育力サミットが実施されましたが、教育委員会の関係についてご説明いただけますか。」

教育長「大きく異なる点として、地域教育力サミットは決定する場ではありません。議論いただく場です。教育委員会は議案に対して決定をする場です。具体的に何かを決定していかなければならないときは、事務局が議案を作成し教育委員会で審議いただき、決定していきます。サミットの場合は課題に対して、奈良県の教育の課題は、「学力はよいが、勉強が好きでない、社会性や規範意識がやや相対的に弱い、体力も弱い。」ということで、そういう中から地域と学校、家庭との連携が必要ではないかというところからスタートしました。その連携をしていくについて、また新たな課題が出てきて、現在 4 部会がつくられています。それぞれあくまで議論する場です。そしてその中からエッセンスを行政の中でどのように捉えるかです。そのなかで行政が取り込んだものの一つが学校コミュニティで、やってみようということになりました。それについてはこの教育委員会で提案して審議いただきながら進めていきます。」

松村委員長「他にございませんか。よろしいでしょうか。」

各委員了承

委員長「その他報告事項については了承いたします。」

委員長「本日の議案は全て終了いたしました。この他に報告、連絡事項等はありませんか。」

## 議案及び議事内容

森本委員「議案、報告以外ですが、1月に食物アレルギーの関係で給食でなくなられた児童がおられました。当県の場合の対応はどのようになっていますか。」

保健体育課長「食物アレルギーの対応については、各学校でマニュアルを作成してもらっています。そのマニュアルに沿っての対応です。例えば、食物アレルギーを有する子どもの管理ですが、1日のスタートは自宅から始まりますが、自宅を出るまでは保護者が健康観察をはじめ確認をされます。学校へ来ますと担任、栄養教諭、栄養職員、調理員等給食に関係する職員の確認するところになります。4人程度の複数の教員と保護者が確認される中で、当日の給食の提供ということになります。もちろん、食物アレルギーを有していますので、献立によりましては代替食を提供したり、除去食を提供したり、場合によっては家庭から保護者が調理した食物を学校へ持参させたりなど、日々の対応についてはそのようになっています。それに関連しまして、万一に備えた対応として、県教育委員会としては、関係の教員を対象とした研修会、特に最近ではエピペン（アドレナリン自己注射）の使用を前提とした実技の研修会等を実施しています。」

教育長「給食は全員に提供されますので、数人の対応に全ては対応出来ないのが現状です。怖いのはアナフィラキシー症候群です。それを起こす児童生徒が1人でしたら、摂取できないものを除去した除去食として給食を調理します。複数人おられますと家庭から食物を持って来て下さいとお願いせざる得ない場合もあります。こどもの命を守るため保護者との間で話し合いがなされて、対応することになります。学校単位で数人でしたら、除去食も可能と考えられます。ただ、現在給食の調理はセンター方式となっていますので対応できない場合は、昼食を持参いただくこととなります。エピペンは、アナフィラキシー症候群が出たときに、ショック症状を除去するために処置するものです。」

森本委員「奈良も給食はセンター方式でされています、選択するのが難しいと思います。対応されている先生方も処置するのはたいへんだと思います。そのようなことが全く起こらないような環境整備が一番だと思います。」

教育長「保護者の方から訴えがあり、それを受けて各学校では、校長、管理職、養護教諭、栄養教諭が入って、そのあたりを相談する体制づくりをおこなっています。」

委員長「ほかによろしいでしょうか。」

委員長「それではこれもちまして、本日の委員会を終了します。」